

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第94号 平成20(2008)6月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

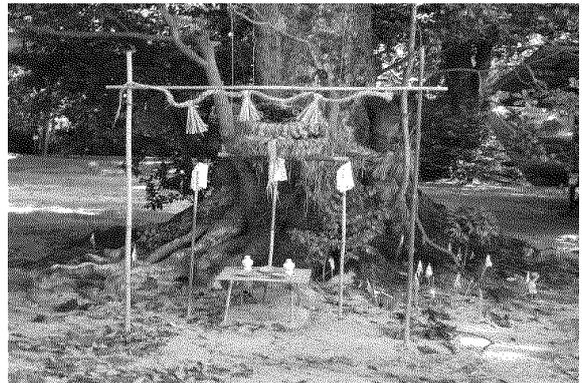
ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

恒例の春の史跡めぐりに行ってきました。例年、北九州地方でしたが、今年は島根県出雲地方を訪ねました。

最強の運転手竹内会長が、仕事の都合で参加しなかったのですが、竹内会長に勝るとも劣らない田中さんの運転で、和気あいあいと行ってきました。



佐太神社（直会祭）



阿太加夜神社（オロチ神）

出雲（島根県）探訪記

名古屋市 加藤勝美

第1日(5月3日 土曜 晴)

「古田史学の会・東海」の今年の探訪地は出雲（島根県）でした。

出雲は、古代史にあって最重要国のひとつであるばかりでなく、豊富な神話に彩られたロマンあふれる魅力的な土地柄です。日程は平成20年5月3～5日の3日間。絶好の天候に恵まれ、素晴らしい旅となりました。

探訪箇所は15カ所。参加者は林伸禧、田中正一、磯田和典、横田幸男の各氏と加藤の5名です。

■佐太（佐陀）神社

（島根県松江市鹿島町佐陀宮内）

午後2時に現地（松江駅）に集合してレンタカーを借り、まずこの神社を訪問。

『出雲國風土記』記載神社。三殿からなる大社造の立派な神社。本殿の祭神は佐太大神、伊弉諸尊、伊弉冉尊、速玉男命及び事解男命。

訪問したとき、神々と人々がじかに集って親交を結ぶ直会祭の真ッ最中だった。

カモスジンジャ
■神魂神社

(島根県松江市大庭町)

本殿は全国の大社造建築の中で最古と称えられる。国宝。改築は正平元年(1346年)で、出雲大社の改築よりなんと400年も古い。

風格も素晴らしい神社だった。

ただし、出雲を代表する古社でありながらなぜか『出雲國風土記』に記載がない。



ヤエガキジンジャ
■八重垣神社

(島根県松江市佐草町)

出雲大社より古い縁結びの神社として有名。『出雲國風土記』記載の佐久佐社と伝えられる。祭神は素盞鳴尊と稲田姫。素盞鳴尊が八岐大蛇を退治して助け、妻とした女神。八重垣の古歌でも知られる。

この神社の目玉は日本最古の神社壁画。なにしろ寛平5年(893年)に描かれたというから古い。素盞鳴尊や稲田姫を描いており、彩色が素晴らしい。

本殿自体は華やかで新しい感じ。

クマノタイシヤ
■熊野大社

(島根県松江市八雲町熊野)

極太の注連縄が目を引き立派な大社造。出雲国一宮。『出雲國風土記』記載神社。



境内には稲田神社、伊邪那美神社、荒神社、稲荷神社と豊富な社が置かれ、見所が多い。

ただ、参拝に向かうために意宇川に架けられた橋がコンクリート丸出しで、朱塗りの欄干もコンクリートでピカピカなのが少し気になった。

イザナミジンジャ
■伊邪那美神社

(島根県松江市八雲町熊野)

明治41年(1908年)一村一社の制により前記熊野大社に合祀された。

元来は非常に古い時代の神社という。

クマノジンジャ
■熊野神社

(島根県出雲市馬木町)

夕暮れが迫りホテルに直行したつもりが、車のナビの操作の関係ではからずも到着した小さな神社。

坂を下らないと実見できず、私加藤は未訪問。

祭神は伊邪那美命 事解男命 速玉男命。

近くにあった推恵神社を訪問。この神社と合祀社と見受けられる。

第2日(5月4日 日曜 晴)

アタカヤジンジャ
■阿太加夜神社

(島根県八東郡東出雲町)

『出雲國風土記』記載神社。

国道9号を挟んでホテルの直近という位置から訪問した、いわば付録的感觉で訪問した神社。が、実訪してみると、出雲国造を祭神とする由緒ある神社。ワラ製のオロチ神も印象的だった。

イヤジンジャ
■揖夜(伊布夜)神社

(島根県八東郡東出雲町)

『出雲國風土記』記載神社。大きな円鏡祭神と極太の注連縄が印象に残る古式神社。

前記の阿太加夜神社といい、この神社といい、出雲国本家の神社は出雲市内神社よりこちらではないかとみられ、今後注目する必要があるそう。

ヒラハマハチマンダウ
■平濱八幡宮

(島根県松江市八幡町)

八幡さんとしては堂々とした立派な本殿。

祭神は應神天皇、仲哀天皇、神功皇后。本殿の

西側（向かって左手）が武内神社。ここも大きな円鏡祭神が印象的。裏山から、近くの国分寺跡や国庁跡が確認できる。裏山の竜神も印象的。

タケウチジンジャ
■武内神社

（島根県松江市八幡町）

東側に平濱八幡宮が隣接。祭神は武内宿禰命。宿禰命が長寿であったので、延命長寿、商売繁盛等を願う人々の崇敬を受けている。

カモイワクライセキ
■加茂岩倉遺跡

（島根県大原郡加茂町）

今回の島根県訪問の目玉遺跡の一つ。国宝遺跡。

平成8年（1996年）に農道工事の際に発見された遺跡。ここ一カ所で全国に類例をみない多くの銅鐸群（39個）が発掘された。

本物は出雲大社に隣接する島根県立古代出雲歴史博物館に収蔵されている。

こんな山中に入った丘陵に埋蔵されていたのか、と驚く場所。訪問して実感し、ますます謎が深まった思いに駆られた。

なお、加茂町神原地区からは景初3年（239年）の刻印がある高名な三角縁神獸鏡が出土している。



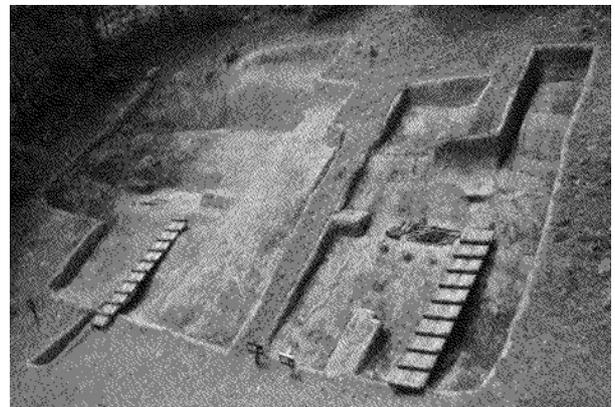
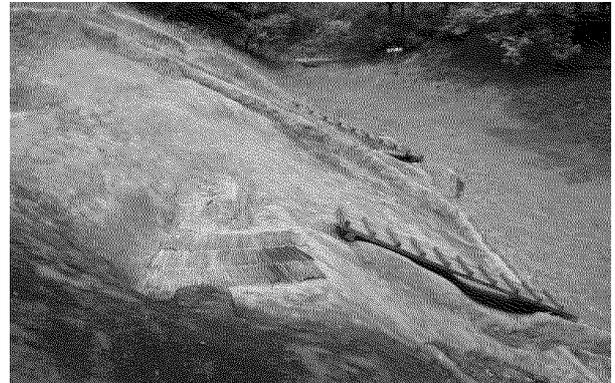
コウジンダニイセキ
■荒神谷遺跡

（島根県簸川郡斐川町大字神庭）

加茂岩倉遺跡とともに今回の島根県訪問の目玉遺跡の一つ。国宝遺跡。

昭和59年（1984年）に農道工事予定地で発見された。古代遺跡発掘史上最大の発掘とされている。なにしろ発掘された銅剣の数がすさまじい。発掘時全国を合計しても300本ほどしかなかった銅剣が荒神谷遺跡一カ所だけで3

58本も出土したのだから話題騒然。当時のマスコミの騒然ぶりを今も私加藤は鮮明に思い出すことができる。ここもこんな山中に、という場所で、ますます謎が深まった思いに駆られた。



なお、銅剣・銅鐸はすべて県立歴史博物館に収蔵されている。

また、復元された銅剣・銅鐸のうち、各々1個が直接さわられるよう展示されている。銅剣は意外と重い。

イズモタイシヤ
■出雲大社

（島根県出雲市大社町）

あらためて記す必要がないほど島根県、否、日本を代表する高名な大社。神宮といえば伊勢神宮、大社といえば出雲大社をさすほどの存在。あまりの混雑が予測されたため、夕方（5時頃）訪れたが、それでも大勢の人々でごったがえしていた。『出雲國風土記』に「所造天下大神」アメノシタツクラシオオカミとある最古級の縁結び大社。

祭神は大国主大神。古代（平安期）には高さが48メートルに達する壮大な神殿が築造されていたとされ、その十分の一の模型が県立歴史博物館に展示されていた。

シマネケンリツコダイイズモレキシハクブツカン
■島根県立古代出雲歴史博物館

(島根県出雲市大社町)

出雲大社に隣接して設置された日本有数の重要博物館(平成19年3月開館)。とりわけ古代史研究を目指す人にとって必見の施設の一つとあっていいでしょう。

加茂岩倉遺跡出土銅鐸、荒神谷中細形銅剣を始め景初3年銘入り三角縁神獸鏡、出雲大社境内遺跡出土の宇豆柱、安来市出土の双龍環頭大刀等々注目すべき遺物(全て実物)が展示されている。

また、前記の壮大な出雲大社本殿の実物模型も目を引いた。

第3日(5月5日 月曜 晴)

ミホジンジャ
■美保神社

(島根県松江市美保関町)

全国各地のあびす神社(3400社ほど)の総本社。『出雲國風土記』記載神社。

祭神は三穂津姫命(大國主大神の後)。農業、漁業、商業等の守護神。美保湾を臨む絶好の位置に築造されている。

私たち参加者一同は美保神社を最後に神社・遺跡めぐりを終了することとし、美保神社の前のおみやげ店で、休憩したり土産物を物色したりした。

そして、地蔵岬や美保関灯台に寄った後、一路松江駅に向かった。



※ 美保造：大社造の社殿を横二棟並

最後に

以上、今回の出雲旅行は、期待に違わぬ有意

義、かつ、ロマンあふれる旅となりました。

特に私加藤にとっては期待以上の収穫を得た思いがしています。立派な大社造の神社群の豊富さには目を見張られましたし、全国屈指の弥生遺跡2カ所をいちどきに訪ねられた意義も今後の研究に生きてくる思いがしています。

もたもたして気の利かない加藤を色々な面で助けて下さった参加者一同の皆さんに感謝しつつ筆を置きたいと思います。

なお、新たに関心をもたれた方がいつでも再訪できるようにと、所在町村名を記しておきましたので参考になれば幸いです。

木簡「長屋親王宮鮑大贄十編」から、長屋親王に関する諸説の紹介です。



長屋親王宮鮑大贄十編

長 屋 親 王 宮
鮑 大 贄 十 編

長屋親王について

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

私は、そもそも「長屋親王」の木簡そのものが物的証拠としては第一次資料であることから、長屋王は「長屋親王」と呼ばれていたことは確実であると単純に考えていましたが、2008年2月の例会で磯田和則氏から「長屋親王」に関連した発表がありましたので、これを機にあらためて「長屋親王」に関する様々な仮説について整理しました。

2 長屋親王についての様々な説

「長屋親王宮鮑大贄十編」の木簡の発見と、『日本霊異記』の長屋王の変に関する説話において「長屋親王」が出現することなどから、「長屋親王」について様々な説が発表されています。それを大別すると次の4つになります。

仮説1 「長屋親王」の木簡があったとしても、「親王」が史実かどうか信用できない。

正史『日本書紀』で「長屋親王」と記述がない以上、親王ではない。

仮説2 「長屋親王」と「長屋王」の2種類の木簡が見つかったから、長屋王は外部に内緒で「長屋親王」と称していた。

仮説3 天皇にかかわる「皇宮」「大贄」「大命」の文字が木簡にあり、長屋親王は天皇であった。

仮説4 木簡に「長屋親王」とあるので長屋親王は「親王」であった。

3 仮説の検討

これらの仮説について一つずつ検討します。

まず仮説1です。木簡の中で最も注目されるのが、「長屋親王宮鮑大贄十編」という荷札木簡です。

「親王」とは、天皇の子または兄弟姉妹を称しますが、長屋王は、天武天皇の第一皇子高市皇子の第一子であり、天武の孫ですので、本来「親王」には該当しません。

しかし、木簡に「長屋親王」という表記が見つかり、生前は「親王」と呼ばれていたことはこの物的証拠から確実です。

従って、正史である『日本書紀』を重んじるにしても、この物的証拠を前にして、仮説1は、あたらないと思います。

仮説1は『日本書紀』の記述を絶対視した説であり、書紀を記述した現政権の大義名分の観点が抜け落ちた点で説得力に欠ける説です。書紀に長屋親王と記述しないのは、藤原不比等側の考えに立ったものであるといえましょう。

次に仮説2は、公式にはではなく、長屋王邸や長屋王の周りの人々のうちで「親王」を使用させていたという説です。

つまり、長屋王は、勝手に「親王」を使っていたとの見方です。大宝律令後あまり経過していない時期であるため厳しく指摘されなかったのではないかとの見方もありますが、無断で「親王」を使用することは、天皇に対する謀反の要因にされることを考えると、勝手に使用することはもちろんのこと、厳しく罰せられるはずなどないと断言できるほど軽々しいものではなさそうです。

また、藤原宮子の「だいぶにん大夫人称号」問題にかかる事件からいけば、長屋王自身は律令にこだわった人物であると思われます。

この「大夫人称号」問題とは、聖武天皇が藤原夫人を尊び大夫人の称号を賦与することとしましたが、左大臣である長屋王らが公式令では皇太夫と称することになっており、違勅となる恐れがあることを奏言したもので、結果として天皇は長屋王らの主張を認めて、記述では皇太夫とし口頭では大御祖とする旨を詔した事件です。

皇太后。謂ふ、天子の母にして後の位に登る者、皇太后と為す。妃の位に居る者、皇太妃と為す。夫人の位に居る者、皇太夫人と為す。

(『令義解』公式令平出条)

従って、律令にこだわる長屋王が、自ら律令に反して勝手に「親王」を使用していたとは思えません。また、「大夫人称号」に異論する立場からは、自らを律して落ち度がないようにするはずです。

つまり「長屋親王」の呼称を長屋王の周りだけで秘密裏に使用していたと考えることは不適當でしょう。「長屋親王」は公式に認められないと使用は難しと思います。

なお、この藤原宮子「大夫人称号」問題は、その背景に、長屋王らが藤原氏に対抗することが根底にあったと考えられます。

次に仮説3は、「皇宮」「大贄」などの天皇に関わる文字があることから、長屋王は天皇であったとする説です。

「皇宮」は天皇の宮殿、「大贄」とは天皇への飲食物を指します。また「大命」の文字がある木簡もあり、これは天皇や君主の命令ですので、長屋王は天皇であったのではないかという考えも成り立ちます。

血筋から言えば、長屋王の父は天武天皇の第一皇子、母は天智天皇の娘御名部皇女^{みなべのひめみこ}で、純粋な皇族の血筋です。しかも妻は、元明天皇と草壁皇子の娘吉備内親王であり、父の高市皇子とともに天皇になってもおかしくない血統といえましょう。

しかし、「皇宮」「大贄」の文字があるものの、一方で「長屋親王」の文字があり、「親王」と記述されている者を直ちに天皇と断定することはできないと思います。

次に仮説4は、木簡の「長屋親王」を素直に認めようとするスタンスです。

木簡は言うまでもなく第一次資料です。

仮説4には2通りの考えがあります。一つは「親王」の待遇若しくは「親王宣化^{しんのうせんげ}」を受けていたとするもの。もう一つは「高市皇子天皇説」です。

「親王」の待遇については、長屋王及び長屋王と吉備内親王との間の子らが元明天皇によって二世王の待遇を受けていることなどから長屋王に対しても特別待遇がされていた可能性は十分にあると考えられます。

また、高市皇子が皇太子となっていたとすれば、長屋王は皇孫男子であり「親王宣下」を受けていたということはある得ると思います。

「高市皇子天皇説」については、慎重にならざるを得ませんが、高市皇子が実は天皇に即位しており、高市天皇の皇子であったから、長屋王は「親王」であったという可能性もあると思います。

いうまでもなく、高市皇子は天武の第一皇子であって、「壬申の乱」で天武軍を指揮し近江

軍に勝利した第一の功労者ですから、当然天武の第一の後継者と考えるもおかしくありません。

なお、「密かに左道を学び国家を傾けんと欲す」として殺された長屋王の変では、密告があった日すなわち詮議を行う前に越前の愛発^{あらかち}、美濃の不破、伊勢の鈴鹿の三関を封鎖していますので、藤原武智麻呂や宇合らは長屋王を殺すことを決めた上で、長屋王の変を起こしたと考えられます。

大規模なクーデターであったと思われます。長屋王が実力者でなければ、三関封鎖まで実施するほどの騒動を起こすことは無かったはずで、長屋王は「親王」であったからこそ、長屋王に敵対する藤原氏は抹殺する必要があったのでしょう。

4 まとめ

以上、長屋親王説について4つの仮説について述べてきました。これらについて、当会の皆さん方には、すでに基礎的な知識がありますが、こうした作業が頭の中の再整理の一助になれば幸いです。

私は、年齢の問題から天武と天智が兄弟関係ではなかったと考えています。

それは、とりもなおさず正史『日本書紀』の記述は大義名分に立った記述であり、事実と異なっているとする立場です。

書紀を疑う考えに立脚すると、必然的に「長屋親王」と書かれた第一次資料である木簡の方を信頼することになるでしょう。

いずれにしても、いろいろな説がある中で、私は書紀の「長屋王」に固持せず、ある時点からは、木簡にあるとおり「長屋親王」が公的に使われていたと信じます。

「ひろば」での原稿募集

エッセー、紀行文、各地の遺蹟・探方記事、書物の感想など何でも結構です。

また、古代史の研究の「ヒント」なる事項などは大歓迎です。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の再検討―絶対年度の復元―」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 不可思議な記紀の記述
- 3 記紀に記された年齢
- 4 暦法の開始
- 5 在位年数の問題
- 6 実年代の復元
- 7 稲荷山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 8 江田船山鉄剣銘（検証その1の準備）

古代史の再検討(4)

―絶対年代の復元―

名古屋市 加藤勝美

(論考継続に先だって)

前回の論考をめぐって出席者から貴重なご指摘をいただき感謝しています。

しかし、目下の急務は論考を進めることにあるので、こうしたご指摘にいちいちお答えする紙数はなく、詳細は別稿に譲るしかありません。ただし、極めて簡略に二点だけ触れておきましょう。

第一点は、土井真人さんからの稲荷山鉄剣銘の「辛亥年」は二倍年暦の起点が不明であるから西暦471年が「辛亥年」か否か不明ではないか、との指摘です。

その通りで、虚を突かれた思いがしました。もっとも、銘文の刻まれた時点が西暦500年前後だという考古学的知見が重要なので、そこがゆるがなければ本質的論点は不変と考えています。

ただし、この一点だけは間違いありません。二倍年暦で西暦471年が「辛亥年」であれば、30年後の西暦501年もまた確実に「辛亥年」となります。

第二点は、石田敬一さんの指摘です。

主として古田武彦説に依拠したもので、「ワカタケル」は「ワカタシロ」で「佐治天下」も「大王」も「シキノミヤ」も地元の王とあるが、これをどう考えるか、である。詳細はここで論究しておられないが、地方豪族を「佐治天下」と

か「大王」などと呼称した証拠でもあるだろうか。記紀や風土記に、崇神天皇は関東まで征討し、支配下に置いていたと明文化されているのに・・・。

記紀や風土記は信用できないという言い方も可能だが、そうなるとどんな立論も可能になってしまう。すでに記したが、古田先生の敬服すべきは先学にしばられないで真実を真摯に追求しようとする姿勢であり、翻って自らの論点の疑義を指摘され立腹されるような、そんな狭量の先学ではないと私は信じている。論を急ごう。

9 倭の五王をめぐって

わが国古代史にあって、四世紀、五世紀は空白の世紀と呼ばれている。その空白を埋められるかもしれない、ということで期待されているのが、有名な倭の五王で、中学校や高等学校の教科書などにもしばしば登場する。

倭の五王が登場する中心史料は『宋書』であるが、その後成立した『梁書』にも登場する。讚、珍、済、興、武の五王である。

古田武彦先生は『失われた九州王朝』（平成5年・朝日文庫）で、この問題を詳細に論じている。この問題は大家と呼ばれる人をはじめ実に色々な論者が論陣を張っている。それらの諸説を古田武彦先生は簡略にまとめているので、第6表としてここに紹介してみよう。

この表で目につくのは「武＝雄略」である。あとは雄略天皇を定点として順次遡って天皇名を当てはめていった結果の諸説となっている。ところが、肝心の雄略天皇自体が全く中国側史書の説く武とは似ても似つかない。武は最低でも477年（第7表の注1参照）から502年まで25年以上在位している。ところが『日本書紀』が記す雄略天皇の在位は456～480年で全く年代が合わない。しかも先述したように、『日本書紀』の年代は2倍以上引き延ばされていることは確実とみていい。かりに2倍としても在位は12年にしかならない。中国側史書が記す武の最低25年在位という期間の半分にも満たない。

肝心の定点がこんな有様であるからそれを遡った結果はつじつまの合わせようがない。讚・珍・済・興・武の名前も語呂合わせにもならないこじつけを平気で試みている。

たとえば、仁徳天皇を讚にこじつける場合、天皇の和名「大鷦鷯（オオサザキ）」の「サ」の音を採って「讚」としたと説く。

第6表 倭の五王比定説一覧

| 姓 | 比定天皇 | 論者 |
|---|------------------|--|
| 讚 | 履中天皇説 (第十七代) | 松下見林・志村楨幹・新井白石・白鳥清・藤間生大・原島礼二 |
| | 仁徳天皇説 (第十六代) | 星野恒・吉田東伍・菅政友・久米邦武・那珂通世・岩井大慧・池内宏・原勝郎・太田亮・坂本太郎・水野裕 |
| | 履中もしくは仁徳天皇説 | 津田左右吉・井上光貞・上田正昭（やや仁徳天皇説に近い） |
| | 応神天皇説 (第十五代) | 前田直典 |
| 珍 | 反正天皇説 (第十八代) | 前田直典以外 |
| | 仁徳天皇説 (第十六代) | 前田直典 |
| 済 | 允恭天皇説 (第十九代) | 異説なし |
| 興 | 安康天皇説 (第二十代) | 水野裕以外 |
| | 木梨軽皇子説 | 水野裕 |
| 武 | 雄略天皇説 (第二十一代) | 異説なし |
| 水野裕は『梁書』の「弥」を「讚」と「珍」の間に 入れて、これを履中とする | | |

むろんこんな類のこじつけなど学説にも値しない、と私は思う。各天皇の在世年代も在位年数も全く合わない。系図も整合性がとれていない。古代天皇のこと、系図にこだわらなくていいではないか、という説明の仕方もある。が、伝説的な神功皇后やヤマトタケルの時代以前ならいざ知らず、仁徳天皇以降は各論者ともおおむね系図を認めている。だからこそ合わない系図を無理矢理説明しようとしているわけだ。

こういった諸々の説の強引さや不自然さについては古田先生が『失われた九州王朝』で詳細に論破している。武と雄略天皇とは全くの別人

とする古田先生の指摘に答えられた人はいまだにいない。ここで詳細は述べないが、興味のある向きは同書によっていただきたい。

ただし、ひとこと述べておきたいのは、武と雄略天皇とは全くの別人という帰結から、讚・珍・済・興・武は九州王朝と論断しているが、論理に飛躍があると私は思う。讚・珍・済・興・武は履中天皇もしくは仁徳から雄略に至る天皇でないことは明確だけれど、だから九州王朝の王とただちに言えるだろうか。そうかもしれないし、他のたとえば出雲王朝（があったとしての話だが）の王かもしれないからだ。九州王朝については史料が皆無に近く、論証を求めるのは酷に過ぎると承知しているが、AでなければBとただちに言えるか疑問なしとしない。

五王は履中又は仁徳から雄略までの諸天皇でないことは誰の目にも明白だ。が、他の諸天皇の可能性は皆無なのか、一応検討してみなければならない、というのが私の疑問である。

私は九州王朝が存在したことに疑いを抱いているわけではない。が、古代日本を代表する王朝だとまで言っているのか確信がもてない。げんに、近畿王朝自体は存在していたのだし、前回の検証で明示したように、崇神朝の時、すでに近畿王朝は北から南まで幅広く支配していた可能性が高いからだ。

10 武王について（検証その2の準備）

中国側史書は、倭の五王の最後の（最後に登場するという意味だが）王に武という名称を冠している。中国王朝史上、王に武（王・帝）という名を冠するのは特別な意味を持っている。最後の倭王はその特別な武という名が冠せられている。その倭王は東夷の国々の王の中でもひとときわ抜きんでた勢威を誇っていたことがうかがわれる。

第7表をごらんいただきたい。倭の五王関係年表だが、分かりやすくするため、年代部分は抜き出して右欄にまとめた。さらに、より五王関係の年表であることをはっきりさせるため、記事は原則として五王の名前が記載されているものに限定して採録した。

さて、同表からうかがわれるように、中国の天子順帝は、武の即位後まもなくの時期と推定される昇明2年（478年）に、使持節・都督、

第 7 表

倭の五王関係年表

| 番号 | 記 事 の 内 容 | 年号等参考(加藤記) | 史 料 名 |
|----|--|--|----------------|
| 1 | 晋、安帝(396から418年)の時、倭王賛有り。 | 「讚」ではなく「賛」とあるが、むろん「讚」 | 『梁書』倭伝 |
| 2 | 高祖、詔して曰く「倭讚、万里貢を修む。遠誠宜しく甄すべく、除授を賜う可し」と。 | 永初2年(421年) | 『宋書』倭国伝 |
| 3 | 【太祖】讚、又司馬曹達を遣わして表を奉り、方物を献ず。 | 元嘉2年(425年) | 『宋書』倭国伝 |
| 4 | 讚死して弟珍立つ。 使を遣わして貢獻し、自ら使持節・都督、倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓6国諸軍事、安東大將軍・倭国王と称し、表して除正せられんことを求む。詔して安東將軍、倭国王に除す。 珍、又倭隋等13人を平西・征虜・冠軍・輔国將軍の号に除正せんことを求む。詔して並びに聴す。 | 元嘉2年(425年) 珍は諸国大將軍を自称するも退けられ、安東將軍となる。 | 『宋書』倭国伝 |
| 5 | 【文帝】夏4月、己巳、倭国王珍を以て安東將軍と為す。 | 元嘉15年(438年) | 『宋書』帝記 |
| 6 | 【文帝】是の歳、武都王・河南国・高麗国・倭国・扶南国・林邑国、並びに使を遣わして方物を献ず。 | 元嘉15年(438年) | 『宋書』帝記 |
| 7 | 【文帝】倭国王済、使を遣わして奉獻す。復た以て安東將軍・倭国王と為す。 | 元嘉20年(443年) | 『宋書』倭国伝 |
| 8 | 【文帝】使持節・都督、倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓6国諸軍事を加え、安東將軍は故の如く、並びに上る所の23人を軍部に除す。 済死す。世子興、使を遣わして奉獻す。 秋七月庚辰、安東將軍倭王倭済、安東大將軍に進号す。 | 元嘉28年(451年) 済において初めて6国諸軍事安東大將軍に昇格。 | 『宋書』倭国伝 ・帝記 |
| 9 | 世祖、詔して曰く「倭王世子興、奕世載ち忠、藩を外海に作し、化を稟け境を寧んじ、恭しく貢職を修め、新たに辺業を嗣ぐ。宜しく爵号を授くべく、安東將軍倭国王とす可し」と。 | 大明6年(462年) | 『宋書』倭国伝 |
| 10 | 【孝武帝】3月、壬寅、倭国王の世子、興を以て安東將軍為す。 | 大明6年(462年) | 『宋書』帝記 |
| 11 | 興死して弟武立ち、自ら使持節・都督、倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓7国諸軍事、安東大將軍・倭国王と称す。 | 年代不詳(477年?) (注1) | 『宋書』倭国伝 |
| 12 | 【順帝】使を遣わして表を上る。曰く「…略…」と。詔して、武を使持節・都督、倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓6国諸軍事、安東大將軍・倭王に除す。 | 昇明2年(478年) | 『宋書』倭国伝 |
| 13 | 【順帝】5月、戊午、倭国王武、使を遣わして方物を献ず。武を以て安東大將軍と為す。 | 昇明2年(478年) | 『宋書』帝記 |
| 14 | 【高帝】進めて新たに使持節・都督、倭・新羅・任那・加羅・秦韓・(慕韓)6国諸軍事、安東大將軍・倭王武に除し、号して鎮東大將軍と為さしむ。 | 建元元年(479年) | 『南齊書』倭国伝 |
| 15 | 【高祖武帝】鎮東大將軍倭王武を進めて征東將軍に進号せしむ。 | 天監元年(502年) 武の進号際だつ | 『梁書』帝紀 |
| 16 | 高祖即位し、武を進めて征東將軍と号せしむ。 | 天監元年(502年) | 『梁書』倭国伝 |

注1:「興死弟武立」の記事は昇明2年(478年)の記事の直前に置かれているが、年代不詳。武は昇明2年(478年)に順帝に遣使しているので武の即位は477年と推定。

2: 石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』、古田武彦著『古代は輝いていたII』等により作成。

倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東將軍・倭王に除し、その年の5月には六国諸軍事安東大將軍に、翌年には早々と鎮東大將軍に進号させている。

強大な中国の天子にとって、遠国東夷の国々の小国の一つに過ぎない倭王にこびたりする必要は全くない。

事実、武に先立つ珍は425年に六国諸軍事安東大將軍への進号を要求するも認められず、安東將軍にとどめられている。認めるのは26年も経過した後の、しかも次代の済になってからだ。新羅、任那等他の東夷の国々には諸国諸軍事などという將軍には除していない。

倭の武王は、新羅、任那、加羅等々の諸王よりもひとときわ抜きんでた勢威を誇っていた、と考えていいようだ。すくなくとも、中国側が矢継ぎ早に進号を行わざるを得なかったことを示している。

なお、官位の上下関係を問題にする論者もいるが、官位の上下と実力（軍事力）とは直接結びつかない。古今東西、実力上位の覇者がのしあがっていく事例を挙げるにいとまがない。大事なのは、武は東夷の諸国王より抜きんでた存在だと中国側が認めていたらしい点だ。

さて、武なる名称に移ろう。古代中国史上、武（王又は帝）と呼称された王は私の知る限り7人を数える。第8表がそれである。

第8表 武王・武帝

| 王・帝 | 王朝 | 在位期間（年） | 備考 |
|-----|----|----------|-------|
| 武王 | 周 | 前11世紀 | 建国者 |
| 武帝 | 前漢 | BC141～87 | 7代目 |
| 武帝 | 魏 | 220年頃 | 曹操(※) |
| 武帝 | 西晋 | 265～290 | 建国者 |
| 武帝 | 宋 | 420～422 | 建国者 |
| 武帝 | 梁 | 502～549 | 建国者 |
| 武帝 | 陳 | 557～559 | 建国者 |

※ 建国者曹操。帝位に就かず後代武帝追贈

ごらんの通り前漢7代目の武を除いてすべて王朝の建国者であることが分かる。唯一の例外

である前漢7代目の場合も詳細を見れば、中央集権制の確立、南越や朝鮮の征服等実質的には建国者的な覇者であった。

魏の曹操は実質的な初代天子で、後年武帝と冠称された覇者だ。

これ以上詳述する必要はあるまい。私が言いたいのは古代中国にとって王を武の名で呼ぶのは特別な意味を持っていたことだ。ずばり覇者であり、建国者だという意味なのである。

翻って、だからといって、倭王武をそういう意味で武王と特称したか否か分からない。だが、分からないからといって、中国側がわざわざ武と特称した可能性を排除してはなるまい。順帝が倭王武を六国諸軍事安東大將軍に任命した行為は決して軽くない。

この解答は検討してみた結果から決めればいいのである。

11 五王の検証（第2の検証）

さて、いよいよ第2の検証を行うときがやってきた。第5表に復元された実質年代に照らして倭の五王がだれなのかを検証するときに訪れたのだ。

まず、倭の五王の記述年代を第9表に抜き書きしてみよう。

第9表 倭の五王の記述年代

| 倭王 | 宋書 | 梁書 | 備考 |
|----|----------|------|---------|
| 讚 | 421、425年 | — | |
| 珍 | 425、438年 | — | 讚の弟 |
| 済 | 443、451年 | — | |
| 興 | 462年 | — | 済の子（世子） |
| 武 | 478、479年 | 502年 | 興の弟 |

年代が飛び飛びではっきりしない面があるが、はっきりしているのは次の点だ。

- 五王の年代：421～502年の80年余
- 武の在位年代：477～502年の25年余

私は、江田船山古墳と稲荷山古墳の鉄剣銘文から割り出した「ワカタケル大王」が十代崇神天皇その人であることをすでに検証した。

第5表 実年代推計

| 代 | 天皇名 | 古事記崩御年 | 実年代推計(P) | 崩御年差(S) | S÷2 | 推計実年 | |
|----|-----|----------|----------|------------|-----------|------|------|
| | | | | | | (A案) | (B案) |
| 1 | 神武 | 戊寅(書紀) | (78) | (240) | 120 | 341 | 384 |
| 2 | 綴靖 | — | | | | | |
| 3 | 安寧 | — | | | | | |
| 4 | 懿徳 | — | | | | | |
| 5 | 孝昭 | — | | | | | |
| 6 | 孝安 | — | | | | | |
| 7 | 孝靈 | — | | | | | |
| 8 | 孝元 | — | | | | | |
| 9 | 開化 | — | | | | | |
| 10 | 崇神 | 戊寅年十二月 | 318 | 37 | 18.5 | 461 | 504 |
| 11 | 垂仁 | — | | | | | |
| 12 | 景行 | — | | | | | |
| 13 | 成務 | 乙卯年三月 | 355 | 7 | 3.5 | 479 | 522 |
| 14 | 仲哀 | 壬戌年六月 | 362 | 32 | 16 | 483 | 526 |
| 15 | 応神 | 甲午年九月 | 394 | 33 | 16.5 | 499 | 542 |
| 16 | 仁徳 | 丁卯年八月 | 427 | 5 | 2.5 | 515 | 558 |
| 17 | 履中 | 壬申年正月 | 432 | 5 | 2.5 | 518 | 561 |
| 18 | 反正 | 丁丑年七月 | 437 | 17 | 8.5 | 520 | 563 |
| 19 | 允恭 | 甲午年正月 | 454 | 35 | 17.5 | 529 | 572 |
| 20 | 安康 | — | | | | | |
| 21 | 雄略 | 己巳年八月 | 489 | 38 | 19 | 546 | 589 |
| 22 | 清寧 | — | | | | | |
| 23 | 顕宗 | — | | | | | |
| 24 | 仁賢 | — | | | | | |
| 25 | 武烈 | — | | | | | |
| 26 | 継体 | 丁未年四月 | 527 | 8 | 4 | 565 | 608 |
| 27 | 安閑 | 乙卯年三月 | 535 | 49 | 24.5 | 569 | 612 |
| 28 | 宣化 | — | | | | | |
| 29 | 欽明 | — | | | | | |
| 30 | 敏達 | 甲辰年四月 | 584 | 3 | 1.5 | 594 | 637 |
| 31 | 用明 | 丁未年四月 | 587 | 5 | 2.5 | 595 | 638 |
| 32 | 崇峻 | 壬子年十月 | 592 | 36 (12) | 18 (6) | 598 | 641 |
| 33 | 推古 | 戊子年三月 | 628 | | | 604 | 659 |
| 34 | 舒明 | 在位 13年 | | | | | — |
| 35 | 皇極 | 在位 3年 | | | | | — |
| 36 | 孝徳 | 在位 10年 | | | | | — |
| 37 | 斉明 | 在位 7年 | | | | | — |
| 38 | 天智 | 実質在位 10年 | | | | | — |
| 39 | 弘文 | 在位 1年 | | | | | |
| 40 | 天武 | 在位 14年 | | | | 690 | 690 |
| 41 | 持統 | 持統 6年 | | | | | |

- 注1 推計実年(A案)は基準年を604年(推古12年)として算出。
 2 推計実年(B案)は基準年を690年(持統4年)として算出。結局A案+43年。
 3 神武天皇は古事記に崩御年不記述。日本書紀では戊寅年崩御になる。崇神も戊寅年崩御。神武の崩御年は両天皇の崩御差を120年と仮定して算出したひとつの参考値(本文参照)
 4 弘文天皇は『日本書紀』では即位していない。

その年代は、持統6年(690年)を起点として復元された「実年代推計」(第5表)のB案にぴったりであることが分かっている。崇神天皇以前に年代が算出できる天皇は崇神天皇ただ一人である。それ以前は『古事記』に崩御年が全く記されていないからだ。

B案によれば、崇神天皇の崩御年は西暦504年。倭の五王の内、この年代に在世していたのは武と呼ばれた王をおいて他になく、五王最後の王である。

つまりこうだ。中国史書に記された倭王武の候補者たりうる王は第5表B案に従う限り、たった一人しかいない。崇神天皇その人だ。問題は、この候補者が中国史書に記された武に相応しい人物か否かである。加えて在位年代も合致していなければならない。

まず在位年代から検討しよう。『日本書紀』によれば崇神天皇の在位は68年間である。二倍年暦なら34年間ということになる。もともと、『日本書紀』は年代そのものを引き延ばしており、在位年数の上限は34年と考えなければならない。なお、いわずもがなだが、武の定説となっている雄略天皇の場合、先述したように、同じ『日本書紀』の在位年数で同じ2倍年暦換算だと上限はたった12年にしかない。

他方、中国史書からうかがわれる武の在位年代は最低でも25年(477~502年)になる。B案に従えば、崇神天皇は504年崩御である。崩御年まで在位していたとすれば、27年(477~504年)の在位が最低ということになる。上限が34年、下限が27年。

武にかかわる中国側の記述は477~502年の25年にわたっている。年代からいっても在位年数からいっても、崇神天皇と倭王武は気味が悪いくらいぴったり重なっている。

そればかりではない。もっと驚くべき符合がある。

さきに、私は王に冠せられる武という称号は特別な意味を古代中国ではもっていたことを示した。古代中国で武(王・帝)は7人もの多きにわたっている。そして、そのことごとくが覇者ないし建国者であった。この意味での王者は近畿王朝ではよく知られているよ

うにたった二人しかいない。神武天皇と崇神天皇の二人である。共に「ハツクニシラススメラミコト」（初めて国を治められた天皇という意味）と呼ばれている。『古事記』に記された33人もの天皇中たった二人しか該当しない。まさに武王と特称するに相応しい（すなわち建国の王そのものの）存在なのである。

神武天皇と崇神天皇では崇神天皇の方がより武王と特称されるに相応しい存在だ。神武天皇は、大和の国の王にとってかわったが、支配権は大和にほぼ極限されている。これに対し、崇神天皇は大和から北陸道、東海道、西海道、丹波方面の四方面に各々討伐のために將軍（いわゆる四道將軍）を發するなど、建国の祖と呼ばれるに相応しい勢力の大拡大を敢行している。王の中の王、大王と呼ばれるに相応しい人物なのである。ときの中国の天子順帝が、崇神天皇を武と呼び、使持節・都督、倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍・倭王に任命したのも故ないことではなさそうなのである。

これまで、中国側が倭王の一人を武と称したことについては何の検討もなされてこなかった。が、崇神天皇を漫然と武と称したのではなく、崇神天皇こそ武と呼ぶに相応しい王者と考えての命名たった可能性が高いのである。『日本書紀』に記された在位年数（二倍暦）も人物像も武にぴったりのうえ、『宋書』記述の在位年代と第5表B案の在世期がぴったり合致している。崇神天皇をおいて他に武が考えられるだろうか。

もっとも、これまで武は自称とする見方が多い。自称ならなおさら建国者と自ら意識していた可能性が高いといえよう。

12 天皇と五王の対応

すでに繰り返し述べたように、第5表は単純に『古事記』の崩御干支を遡って二倍年暦換算しただけの表であって、何ら加工の手を加えていない。記紀に建国者の存在が明記されている。また「ワカタケル」は、日本の古い金石文である稲荷山鉄剣銘と江田船山鉄剣銘に大王と記されている。『常陸国風土記』も関東まで進出していたと明記している。さらに中国側の史書に記された倭王武の在位年と在世期がぴったり一

致している。これだけ数多くのバラバラの史料が記す年代や王者像が見事に崇神天皇に一致している。こんなことが偶然に一致し得るだろうか。これを疑う人はこれ以上多くの数々の史料を提出して反証する義務を負うことになる。

こうして、第5表にかかる第2の検証は終了を迎えた。ここでも持続6年（690年）を起点として復元されたB案の年代が正鵠を射ていることが確認される。第1の検証に続き第2の検証も無事通過と断じてよいだろう。となれば、十代崇神天皇が西暦500年頃の人物であることは確定的だ。というよりそうだと断定するほかない。従来西暦500年よりも100年以上も前の天皇と信じられてきた崇神天皇がその実504年まで在世していたとはまことに驚くべき帰結だ。が、「ワカタケル」、「シキノミヤ」、「倭王武」「502年に在世」といった数々の符合がある以上、この帰結は動かしようがない。

起点となる武が崇神天皇で確定的となれば、武に先立つ倭王、讚、珍、濟、興は崇神天皇に先立つ諸天皇に相違ない。そればかりか系図はもとよりその存在自体が疑われてきた十代崇神天皇以前の、いわゆる伝説上の天皇のことごとくが実在天皇であることも確定的と考えなければならなくなる。加えて中国側史書の記述によって、その生存年代、さらにはその系図の一部さえ復元可能になるのである。

ここに伝説的古代天皇と倭の五王との対応を示すと以下のようにになると考えられる。

第10表 倭の五王と古代天皇（その1）

| 倭王 | 比定天皇 | 在位期間 | 備考 |
|----|--------|---------------------|------------|
| 讚 | 六代孝安天皇 | 418～425年 (在位7年) | |
| 珍 | 七代孝靈天皇 | 425～438年 (在位13年) | 讚（孝安天皇）の弟 |
| 濟 | 八代孝元天皇 | 443～461年 (在位18年) | |
| 興 | 九代開化天皇 | 462～477年 (在位15年) | 濟（孝元天皇）の皇子 |
| 武 | 十代崇神天皇 | 477～502年 (在位25年) | 興（開化天皇）の弟 |

在位年数は『宋書』等の記述から確認できる最低年限だが、珍と済の間は5年空いている。このため、珍と済の間にもう一代倭王が在位していた可能性を残している。そうすると天皇は一代ずれてくることになる。済以降は変わらないが、讚から済は次表のようになる。

第11表 倭の五王と古代天皇（その2）

| 倭王 | 比定天皇 | 在位期間 | 備考 |
|----|--------|---------------------|------------|
| 讚 | 五代孝昭天皇 | 418～425年 (在位7年) | |
| 珍 | 六代孝安天皇 | 425～438年 (在位13年) | 讚（孝安天皇）の弟 |
| ？ | 七代孝霊天皇 | 438～443年 (在位5年) | |
| 済 | 八代孝元天皇 | 443～461年 (在位18年) | |
| 興 | 九代開化天皇 | 462～477年 (在位15年) | 済（孝元天皇）の皇子 |
| 武 | 十代崇神天皇 | 477～502年 (在位25年) | 興（開化天皇）の弟 |

このあたりは新史料でも発見されない限り、どちらとも確定できない。が、いずれにせよ伝説的存在とされてきた古代天皇群が実在天皇として生き生きとよみがえってくる気持ちに襲われる。が、その思いは私だけの思いであろうか。実年代復元に伴って見えてきた大きな収穫のひとつとっていいと思うのである。

そして検証はこれで終わらない。

今回の検証は『日本書紀』継体紀に記された奇怪な記事「日本の天皇、皇太子、皇子皆死去」の謎を取り上げ、吟味してみたい。



公立図書館・大学附属図書館の利用

瀬戸市 林 伸禧

最近の公立図書館・大学附属図書館は、一般

の人々が大変利用しやすいようになってきました。

現在まで、判明しているのは次のとおりです。具体的には、個々の図書館のホームページで確認してください。

◎蔵書検索

- 公立図書館・大学附属図書館での蔵書検索が、インターネットを利用して自宅から出来るようになりました。
- 県立図書館のホームページでは、横断検索として、県内の公立図書館の蔵書検索が一度に出来るようになりました。（愛知、岐阜、三重県図書館）併せて、地元の大学附属図書館の蔵書検索も出来る県立図書館もあります。（岐阜県→岐阜大学他、三重県→三重大学）
- 全国の大学図書館等が所蔵する図書・雑誌の検索ホームページ

横断検索。 <http://webcat.nii.ac.jp>

連想（一致）検索

<http://webcatplus.nii.ac.jp>

◎図書閲覧

- 多くの大学附属図書館では、学外者（一般人）でも書物の閲覧が可能です。大学附属図書館のホームページで確認してください。

◎図書貸出

- 愛知県図書館収蔵書物は、地元図書館を窓口として貸出しを受けることが出来ます。
- 東海三県の県立図書館では、相互に書物の貸借協定を結び、わざわざ他県に行かずとも貸出しを受ける事が出来るようになりました。
- また、3県に於いては、他県の市町村収蔵の書物も地元公共図書館を窓口として、貸出しを受けれます。
- 公立図書館では、地元住民以外（隣接市町村住民等）でも、貸出しを認めている場合が多くなりました。
- 大学附属図書館は、学外者（一般人）でも貸出しを認めている図書館が多々あります。（名古屋大学、愛知県立大学、南山大学等）また、地元公共図書館を窓口として、大学附属図書館の書物の貸出しを受けることも出来る場合もあります。

5月例会報告

○ 出雲（島根県）探訪記

名古屋市 加藤勝美

5月3日（土）～5日（月）に島根県出雲地方の史跡・神社の訪問結果を報告された。

○ 『隋書』の原文改定

瀬戸市 林 伸禧

『隋書』東夷伝倭国の王多利思北孤は、岩波文庫の『新訂 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝—中国正史日本伝(1)』では、何の注書もなく「多利思比孤」と記述されている。これは一種の原文改定ではないかと述べられた。

なお、論証として、『隋書』夷蛮傳（列伝巻46～49）に記載されている「北（95個）、比（6個）」を全て拾出し、字体を確認したところ、王は多利思北孤としか読めないとされた。

○ 古代史の再検討（3）—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

「東海の古代」93号で発表した内容を説明された。

なお、土井真人氏から考古遺物に記載されている干支から2倍年暦で年代を推定する場合には、慎重を要すると述べられた。

○ 「九州王朝説」批判について

岐阜市 竹内 強

『伊豫史談』339号で、九州王朝説を論拠とした合田洋一論文の批判論文及びその後の状況を説明された。

○ 『二中歴』に関する文献の留意点」その後

瀬戸市 林 伸禧

『古辞書の研究』（川瀬一馬著）に誤植があり、オンデマンド出版をしている雄松堂出版に通知したところ、今後出版する場合には改めるとの連絡があったと報告をされた。

○ 合田洋一著「伊予国府の比定地」について

瀬戸市 林 伸禧

合田洋一氏から贈呈された『伊豫史談』349号に掲載されていた合田洋一説を紹介された。

会員総会のお知らせ

平成20年度「古田史学の会・東海」の会員総会を、6月例会終了後に開催します。

6月例会に参加を

日時：6月8日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

参加料：500円（会員無料）

今後の予定

7月例会：7月13日（日）名古屋市市政資料館

8月例会：8月10日（日）名古屋市市政資料館
例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、なるべく「18部」をご用意します。